

# 水質検査結果書

会津美里町水道事業  
代表会津美里町長杉山純一

様

環境大臣登録水質検査機関第001号  
建築物飲料水水質検査業福島県16水第23号  
福島県環境検査センター株式会社  
福島県郡山市田村町金屋字夕山原60番地1  
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者

宗像 健

検 体	検水種別	上水道				
	採取場所	高田地域				
試料名	高田工業団地浄水					
	採取者	鈴木 智弘	検査期日	2026年2月4日 ~ 2026年2月16日		
採取日時	2026年2月4日 11時00分	気温	2.0 °C	水温	5.0 °C	
天候等	当日天候 曇	前日天候 曇	採取時残留塩素 (遊離)	0.2 mg/L	(結合)	— mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準	
一般細菌	0	100個/mL以下				
大腸菌	陰性	検出されないこと				
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/L以下				
塩素酸	0.06未満	0.6mg/L以下				
クロ酢酸	0.002未満	0.02mg/L以下				
クロホルム	0.003	0.06mg/L以下				
ジクロ酢酸	0.003	0.03mg/L以下				
ジブromクロメタン	0.001	0.1mg/L以下				
臭素酸	0.001未満	0.01mg/L以下				
総トリハロメタン	0.007	0.1mg/L以下				
トリクロ酢酸	0.003	0.03mg/L以下				
ブromシクロメタン	0.003	0.03mg/L以下				
ブromホルム	0.001未満	0.09mg/L以下				
ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08mg/L以下				
塩化物イオン	6.9	200mg/L以下				
有機物(TOC)	0.5	3mg/L以下				
pH値	6.9	5.8以上8.6以下				
味	異常なし	異常でないこと				
臭気	異常なし	異常でないこと				
色度	0.5未満	5度以下				
濁度	0.1未満	2度以下				
—以下余白—						
判定	検査項目について上記基準に適合する。					
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。					

# 水質検査結果書

会津美里町水道事業  
代表会津美里町長杉山純一

様

環境大臣登録水質検査機関第001号  
建築物飲料水水質検査業福島県水第23号  
**福島県環境検査センター株式会社**  
福島県郡山市田村町金屋字上原60番地1  
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者

宗像 健

検 体	検水種別	上水道				
	採取場所	高田地域				
試料名	採取者	鈴木 智弘		検査期日	2026年2月4日 ~ 2026年2月16日	
	採取日時	2026年2月4日 11時20分		気温	2.0 °C 水温 4.5 °C	
天候等	当日天候	曇	前日天候	曇	採取時残留塩素	(遊離) 0.2 mg/L (結合) --- mg/L
検査項目	検査成績	水質基準		検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	100個/mL以下				
大腸菌	陰性	検出されないこと				
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/L以下				
塩素酸	0.06未満	0.6mg/L以下				
クロ酢酸	0.002未満	0.02mg/L以下				
クロホルム	0.003	0.06mg/L以下				
ジクロ酢酸	0.002	0.03mg/L以下				
ジプロモクロメタン	0.001	0.1mg/L以下				
臭素酸	0.001未満	0.01mg/L以下				
総トリハロメタン	0.006	0.1mg/L以下				
トリクロ酢酸	0.003	0.03mg/L以下				
プロモシクロメタン	0.002	0.03mg/L以下				
プロモホルム	0.001未満	0.09mg/L以下				
ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08mg/L以下				
塩化物イオン	6.9	200mg/L以下				
有機物(TOC)	0.4	3mg/L以下				
pH値	6.9	5.8以上8.6以下				
味	異常なし	異常でないこと				
臭気	異常なし	異常でないこと				
色度	0.5未満	5度以下				
濁度	0.1未満	2度以下				
—以下余白—						
判定	検査項目について上記基準に適合する。					
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。					